有 料 · 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書 職業紹介事業許可有効期間更新申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 氏 名

EП

- 1.職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
- 2.職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
- 3.職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
- 4.職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

許可番号				()
(ふりがな) 氏名又は名称						
	-		電話	()	
(ふりがな) 所 在 地						
	氏 名	住	所			
(ふりがな) 代表者氏名等						
	氏 名	住	所			
(Al)がな) 役 員						
氏 名 等						
(法人のみ)						

収入印紙

□ 消印しては □ ならない □

兼業	1.			2.		3.		
の種類・内容	4.			5.		6.		
職業紹介事業を行 [.]	う事業所に関	する事	項					
名称		所	<u>事</u> 在	業 地	所			
		<i>P</i> /I	1土	ᄣ				
職業紹定	介責任者氏	名等			担当者職	・氏名・	電話番号	
氏 名	住所	Ť						
						()	-	
講習会名受講年 月日・受講場所								
		<u> </u>	.	業	 所			
名 称		所	<u> </u>	地	771			
職業紹定 名	个責任者氏 住	名等			担当者職	・氏名・	電話番号	
	<u> </u>	I				,		
講習会名、受講						()	-	
年月日・受講場所								
取次機関 ————————————————————————————————————								
(ふりがな) イ名 称								
(ふりがな) 口 住 所 —								
八 事業内容								

申請者は職業安定法第32条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第48条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者
- ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 八 職業安定法第32条の9第1項(第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定 により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者 二 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイから八 までのいずれかに該当するもの
- ホ 法人であつて、その役員のうちにイから二までのいずれかに該当する者があるもの 上記イ中の政令で定める法律の規定は次のとおり。
- ・ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条及び第118条第1項(同法第6条 及び第56条に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第58条から第62条までの規定
- ・ 港湾労働法(昭和63年法律第40号)第48条、第49条(第一号を除く。)及び第5 1条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第52 条の規定
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第12条(第1号 に係る部分に限る。)の規定及び当該規定に係る同法第13条の規定
- ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の 促進に関する法律(平成3年法律第57号)第19条、第20及び第21条(第1号に係 る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法 律第76号)第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第6 6条の規定
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条、第33条及び第34条(第1号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の 規定

また、 の者は、未成年者でなく、かつ、上記のイ、口及び八のいずれにも該当しないものであることを誓約します。

- 1 職業紹介事業許可申請書の記載方法
- (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。
- 2 職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法
- (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。
- 3 欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 4 欄には、申請者の氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印 又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、()に許可の有効期間の末日を記載すること。
- 6 欄には、氏名(個人)又は名称(法人又は団体における名称)を記載すること。
- 7 欄には、事業主の所在地(法人にあっては主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 8 欄には、他に行つている事業の種類を記載すること。
- 9 欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 10 欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。
- 11 欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日及び場所を記載すること。
- 12 欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

	(日本上業規格A列4)
届出受理番号	
届出受理年月日	年 月 日

特別の法人無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

職業安定法第33条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

						<u> </u>
1名 称						
-	-	- 🗆 🗆 🗆	電話	()	
(ふりがな)						
3その役員の氏名	3、役名及び	住所				
氏名(ふりがな)	役	名		住 所		
		₹()	(١	_
- 1 		₹()			
		₹()	()	-
				()	-
		₹()	,	,	
		₹()	()	-
		₹()	()	-
			,	()	-
		₹()	•	•	
4 職業紹介事業を行 ⁻	 う事業所に関す	る事項		()	-
47	1h	事業	新	/. +h		
名	称		所	在 地		
	職業紹介責任	T 老 氏 名 等		担当老照	戦・氏名・電	話番号
氏 名	140 未加	<u> </u>	所		<u>₩ </u>	<u>- HHH</u>
				() -	
講習会名、受講年月日・受	講場所					

様式第1号の2(第2面)

					-
5事	業開始予定年月日	年	月	日	
6 t	構成員の範囲等				
7 取	(次機関				
1	(ふりがな) 名 称				
	(ふりがな) 住 所				
八	事業内容				
8 備	考				

なお、届出者及び役員は職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号のいずれにも該当せず、同法第33条の3第2項において準用する同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者は未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1号から第3号までのいずれにも該当しないこことを誓約します。

様式第1号の2(第3面)

- 1 欄には、記載しないこと。
- 2 届出者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 4欄には、職業紹介を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して 添付すること。
- 4 6欄には、求人者(当該法人の直接若しくは間接の構成員又は構成員以外の者を別に)の範囲及び数を、及び求職者(当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者又はこれらの者以外の者を別に)の範囲及び数についてをそれぞれ記載すること。

	(日本丄業規格Aタリ4)
届出受理番号	
届出受理年月日	年 月 日

地方公共団体無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

職業安定法第33条の4第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

			ā	C				
1名 称								
	〒 □ □				電話	()	
2所 在 地								
3 職業紹介事業を行	すう事業所	こ関する事項	Į					
名	称		業	É	<u>所</u> 所	在地		
<u> </u>	<u>ተ</u> /ነ				<u> </u>	<u>1工 ・1巴</u>		
	100 光 47		<i>₽</i>			+0 1/1 =±2	啦 爪々	市红采口
氏名	<u> </u>	介責任者氏	<u>名 等</u> 住	所			<u> 城・氏名・</u>	・電話番号
						() -	
講習会名、受講年月日	・受講場所							
5 事業開始予定年月	目	年	月	日				
6 業務の内容等								
7 取次機関								
(ふりがな) イ名 称								
(ふりがな) 口 住 所								
八 事業内容								
8備	考							
O MH	. .							

なお、職業安定法第33条の4第2項において準用する同法第33条の14により選任する職業紹介責任者は、 未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1項から第3項までのいずれにも該当していません。

様式第1号の3(裏面)

- 1 欄には、記載しないこと。
- 2 届出者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 3 欄には、職業紹介事業を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載 して添付すること。
- 4 6 欄に無料の職業紹介事業が付帯する業務の内容及び附帯して行う無料職業紹介事業の内容をそれぞれ附帯する業務ごとに記載すること。

有料職業紹介事業計画書無料職業紹介事業計画書 特別の法人無料職業紹介事業計画書 地方公共団体無料職業紹介事業計画書

- 1 許可・届出番号
- 2 事業所名
- 3 職業紹介計画 (年間)(国内)

X	分	有効求職者見込数
		Å

職業紹介計画 (年間)(国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載)

X	分	相手国名	有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の	4
------------------	---

人	_	
	A	Α
	λ.	

5 資産等の状況

		価	格	摘	要	
資	現金・預金					
貝	土地・建物					
産	その他					
生	計					
負	÷⊥					
債	計					

様式第2号(裏面)

記載要領

1 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。

無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。

特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。

地方公共団体が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。

- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1 欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3の 及び 欄には、職業安定法第32条の12(法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第3 3条の4第2項において準用する場合を含む。)に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、そ の範囲を記載すること。
- 5 3の 及び 欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の 見込数を、更新申請時には直近年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 4 欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

厚生労働大臣	最 公	届出制手数料届出書届出制度	年	月	日
学工	. <i>m</i> x	(3/1)がは) 届出者 氏 名			Ер
職業安定接32条の3	3第1項	第2号の規定により下記の届出制手数料	に係る届	出をし	ます。
_		記			
許 可 番	号				
(ぶがな) 氏名又は名	* 称				
(ぶりがな) 所 在	地	[] [] [] [] 電話)	
適用開始・変更予定	:EI	年	月	B	
届出・変更届出内	容				
備	Š				

様式第3号(裏面)

記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すこと。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を 抹消すること。
- 2 欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 欄には、届出者の氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 欄には、届出者の住所(法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地)を記載すること。
- 6 欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を 記入すること。
- 7 欄の届出・変更届出内容については、別に料金表(様式例第4号参照)に記載して添付して もよいこと。

なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により 添付すること。

- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、 備考欄に同一の手数料表の事業所 名を記載すれば足りる。
- 9 備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

届出制手数料変更命令通知書

(氏	名)	殿	į

平成 年 月 日付け届出のあつた職業安定法第32条の3第1項第2号の

手数料について、同法第32条の3第4項の規定に基づき下記の理由により変更を命じます。

平成 年 月 日

都道府県労働局長

印

記

許可番号	
事業所名称	
変 更 内 容	
期 限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内(ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内)に厚生労働大臣に対し 異議申立てをすることができる。

許可番号許可年月日 年 月 日

有料・無料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) (所 在 地)

上記の者は、職業安定法第 条第 項の許可を受けて、下記のとおり有料・無料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣

(氏名)

印

記

1 取扱業務の範囲

名 称

2 事業所の

所在地

3 許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

有 料 ・ 無 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書 有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 特 別 の 法 人 ・ 地 方 公 共 団 体 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請・届出者 氏 名

印

- 1.職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 2.職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 3.職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 4.職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
- 6.職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
- 7.職業安定法第33条第4項において準用する・第33の3第2項において準用する・第33条の4第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- 8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 9. 職業安定法第33条の4第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

許可・原	副出番号					
氏名艾	は名称					
			電話	()	
所 7	生 地					
事粉红	名称					
事業所	所在地					
変 更	事 項					
変更	直前					
変更	道後					

取扱職種の			
変更 (廃止)年月日			
	氏 名	住	所
職業紹介責任者		<u>,</u>	771
講習会受講 年月日・場所	PV H	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	771
講習会受講		,	771

なお、代表者については、職業安定法第32条第1項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

様式第6号(裏面)

- 1 有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書の記載方法
- (1) 有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに2以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び3以下の全文を抹消すること。
- 2 有料・無料職業紹介事業変更届出書の記載方法(12の場合を除く。)
- (1) 有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から3及び5以下の全文を抹消すること。
- 3 有料・無料職業紹介事業変更届及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書の記載方法
- (1) 有料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「・無料」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から4及び6以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「有料・」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から5及び7以下の全文を抹消すること。
- (3) 許可証の書換えを申請する場合は、 欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全て の事業所の名称及び所在地を記載することとし、 欄に変更する事項を記載すること。所定の 欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載 方法
 - (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業

変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文を抹消すること。

- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」及び「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届 証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文を抹消すること。
- (4) 地方公共団体無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届正書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文を抹消すること。
- (5) 欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し 得ない場合は別紙に記載して添付すること。

(例)職業

(イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など

(例)地域

(ロ) 国内、大阪府、中部地方など

(例) その他

- (ハ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など
- (6) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を変更前の欄にも記載すること。
- 5 特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書の記載方法
- (1) 特別の法人が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届書」、「職業紹介事業変更届書」、「職業紹介事業変更届書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「・地方公共団体」を抹消し、並びに1から7及び9の全文を抹消すること。
- (2) 地方公共団体が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業の事業部の証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人」を抹消し、並びに1から8の全文を抹消すること。
- 6 欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 7 欄には、申請者又は届出者の氏名(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 8 欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。
- 9 欄には、変更事項(廃止)について、変更(廃止)した年月日を記載すること。
- 10 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。 また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分につ いて抹消すること。

様式第6号の2 (日本工業規格A列4)

取扱職種範囲等変更命令通知書

(氏 名)

平成 年 月 日付け届出のあつた職業安定法第32条の12第1項(法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項において準用する場合を含む。)の取扱職種の範囲等について、同条第3項の規定に基づき下記の理由により変更することを命じます。

 平成
 年
 月
 日

 都道府県労働局長

印

記

許可番号	
氏名又は名称	
事業所名称	
変 更 内 容	
期 限	
変 更 理 由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内(ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内)に厚生労働大臣に対し 異議申立てをすることができる。 様式第7号(表面) (日本工業規格A列4)

有料職業紹介事業廃止届出書無料職業紹介事業廃止届出書 特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書 地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書

年 月 日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)

住 所

届出者 (ふりがな)

氏 名 印

- 1 下記のとおり有料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法32条の8第1項の規定により届出をします。
- 2 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条 の8第1項の規定により届出をします。
- 3 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第3 2条の8第1項の規定により届出をします。
- 4 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条の4第2項において準用する同法第3 2条の8第1項の規定により届出をします。

記

許可・届	出番号											
	名	称				所	在	地				
			₹(-)							
									()	-	
事業所			₹(-)							
									()	-	
			₹(-)							
									()	-	
						年		月		日		
備考												

様式第7号(裏面)

記載要領

1 有料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「無料職業紹介事業廃止届出書」、「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び2から4を抹消すること。

無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」の文字並びに1、3及び4を抹消すること。

特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び1、2及び4を抹消すること。

地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び1、2及び3を抹消すること。

- 2 には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 には、届出者の住所(法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載 し、及び氏名(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名の いずれかにより記載すること。
- 4 欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。
- 5 欄には、職業紹介事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定 の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。
- 6 欄には、職業紹介事業を廃止した年月日を記載すること。
- 7 欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 8 欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

有料職業紹介事業報告書無料職業紹介事業報告書

- 許可番号 事務所の名称及び所在地 紹介予定派遣 実績の有無 活動状況(国内)
- 1 2 3 4

有・無

項目	求 人		求	職	京	尤	職	
取扱 業務等の区分	常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数	有効求職者数	新規求職 申込件数	常 用就職件数	臨 時 就職延数	日 雇就職延数
	人	人日	人日	人	件	件	人日	人日
計								

活動状況(国外)(相手国別・総計)

活	<u> トノし 作日士</u>	国別・総計)		
項目	相手国	求人数	求	職	就職
取扱 業務等の区分	相于国	水八奴	有効求職者数	新規求職申込件数	件数
		人	人	件	件
計					

<u>収入状況(国内・国外)</u>

項目取扱	職業安定法第32条の3第1項 第1号の規定による手数料		求人受付手数料		職業安定第2号の	法第32条6規定による	の3第1項 3手数料	求職受付	手数料	
業務等の区分	常用	臨時	日雇	(別表第2) -		常用	臨時	日雇		
			千円	件	千円			千円	件	千円
計										

項 目 取扱	職業安定法第32条の3第2 項の規定による手数料				
業務等の区分	常用	臨時	日雇		
			千円		
計					

6 職業紹介の業務に従事する者の数

•		
		人

1 職業安定法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。 2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。 月

様式第8号(裏面)

- 1 有料職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、有料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況(国内)
- (1) 4 及び4 欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人(件)数、臨時及び日雇についてはその延数(人日)を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること(以下、(2)から(4)まで及び7において同じ。)
- (2) 4 の「有効求職者数」欄には、その3月末における求職者数を記載すること。
- (3) 4 の「新規求職申込件数」欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあつた件数を記載すること。
- (4) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく 雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をい い、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、 雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に 休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。ただし、断続的な就 労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況(国外)
- (1) 4 、 欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人、就職延数を記載すること。
- (2) 4 の「有効求職者数」欄には、その3月末における求職数を記載すること。「新規求職申込件数」欄には、対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 7 5の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び取扱業務の範囲の区分ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について取扱業務の区分ごとに記載すること。
- 8 欄には、氏名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名の いずれかにより記載すること。
 - また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求 人者手数料(職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料)又は求職者手 数料(職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)にそれぞれ別に記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に係る第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 6の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。

特別の法人無料職業紹介事業報告書

- 1 届出受理番号
- 2 事業所名
- 3 活動状況(国内)
- (1) 構成員のみを求人者とするもの

項目	য়	R R D	(求	職	京	t	職
取扱 業務の区分	常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求人延数	有効求職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数	臨 時 就職延数	日雇
	人	人日	人日	人	件	件	人日	人日
計								

(2) 構成員のみを求職者となるもの

項目	习	対	(求	職	京	t	職
区分	常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求人延数	有効求職者数	新規求職 申込件数	常 用就職件数	臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
	人	人日	人日	人	件	件	人日	人日
計								

(3) 求人・求職とも構成員とするもの

	項	目	习	Ř Л	(求	職	京	就職	
X	分		常用水人数	臨時求 人延数	日雇求人延数	有効求職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数	臨 時 就職延数	日雇
			人	人日	人日	人	件	件	人日	人日
	計									

活動状況(国外)(相手国別・総計)

	/ III J III	/ ום טאו כנל			
項 目 取扱	相手国	求人数一	求	職	就職
業務の区分	旧于国	水八致	有効求職者数	新求職申込件数	件数
		人	人	件	件
*1					
計					

4	職業紹介の業務に従事する	る者の数
		人

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

氏名又は名称

印

厚生労働大臣 殿

様式第8号の2(裏面)

記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、届出受理番号を記載すること。
- 4 活動状況(国内)
- (1) 3の(1)から(3)の 及び 欄には、それぞれ取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人及び就職数について、常用、臨時、日雇の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人(件)数、臨時及び日雇についてはその延数(人日)を記載すること。
- (2) 3の(1)から(3)の の「有効求職者数」欄には、その3月末における求職者数を記載すること。
- (3) 3の(1)から(3)のの「新規求職申込件数」欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- (4) 3の(1)から(3)欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。

ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。

- 5 活動状況(国外)
- (1) 3の 、 欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人、就職件数を記載すること。
- (2) 3の の「新規求職申込件数」欄には、対象期間中に新たに求職申込みのあつた件数を記載すること。
- 6 4の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 欄には、氏名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

地方公共団体無料職業紹介事業報告書

- 1 地方公共団体名
- 2 事業所名
- 3 活動状況(国内)

〔求人〕

(-3 1				
	項目	常	臨	日
施策名	産業 別区分	用	時	雇
		人	人日	人日
	計			

〔求職〕

(7)(40)	<u>, </u>		
	年齢階層(歳)	2 4 j	歳以下
施策名	取扱職業の区分	有効求職者 申込件数	新規求職 申込件数
		人	件
	年齢計		

〔求職〕

										-
2 5	~ 3 4	3 5	~ 4 4	45~	5 4	55	~ 6 4 6 5 歳以上		以上	± 1
有効求職者 申込件数	新規求職 申込件数	有効求職者 申込件数	新規求職 申込件数	有効求職者 申込件数	新規求職 申込件数	有効求職者 申込件数	新規求職 申込件数	有効求職者 申込件数	新規求職 申込件数	計
人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	

〔就職件数〕

	年齢階層(歳)	2	2 4 歳以	下	2	5 ~ 3	4	3	5 ~ 4	4	4	5 ~ 5	4	5	5 ~ 6	4
	(成)	常	臨	日	常	臨	日	常	臨	日	常	臨	日	常	臨	日
施策名	産業 別区分	用	時	雇	用	時	雇	用	時	雇	用	時	雇	用	時	雇
		人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日
1	年齢計															

活動状況(国外)(相手国別・総計)

		1		/ 活劉从沈	(国外)(相手	当別・総計	Τ)			_
6	5 歳以.	Ŀ			年 齢 階 層 (歳)	相手国	求人数	求	職	就職
常	臨	日	計		(کورا)	加丁巴	小人数	有効求職者数	新規求職申込件数	件数
用	時	雇			産業別区分		人人人件			
人	人日	人日					人	人	件	件
					計					

4	職業紹介の	の業務に	従事す	る者の数
---	-------	------	-----	------

ł

職業安定法第33条の4第2項において準用する職業安定法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

年月日厚生労働大臣殿

氏名

印

様式第8号の3(裏面)

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局に提出すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、地方公共団体名を記載すること。
- 4 活動状況 (国内)
- (1) 〔求人〕及び〔就職〕欄には、無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う無料職業紹介事業の産業別(注1)の求人ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人(件)数、臨時及び日雇についてはその延数(人日)を記載すること。
- (2) 〔求職〕欄「有効求職者数」欄には無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う無料職業紹介事業の取扱業務(注2)の範囲の区分ごとに各年齢層区分に応じて、その3月末における求職者数を記載すること。
- (3) 〔求職〕欄「新規求職申込件数」欄には無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う無料職業紹介事業の取扱業務(注2)の範囲の区分ごとに各年齢層区分に応じて、対象期間中に求職申込みのあつた件数を記載すること。
- (4) 3欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく 雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、 雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に 休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。ただし、断続的な就 労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況(国外)
- (1) 3 、 欄には、産業別の区分ごとに、1箇年における求人、就職延数を記載すること。
- (2) 3 の「新規求職申込件数」欄には、対象期間中に求職申込みのあつた件数を記載すること。
- 6 4の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には当該地方公共団体に係る3月末における職業 紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 欄には、氏名(地方公共団体の名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかによ り記載すること。
 - (注1) 産業分類については、「日本標準産業分類」(平成14年3月末改訂)に基づく区分による産業大分類名を記載すること。
 - (注2) 取扱業務の範囲については、「労働省編職業分類」(平成11年改訂)に基づく区分による職業大分類名を記載すること。